

事業所紹介

「きっず るびなす 梅郷」

送迎ドライバー募集中！！男性の方、  
お子様の支援もお手伝いできる方、大歓迎！！

事業： 放課後等デイサービス（小学校に入学する6歳から18歳までの就学児童）  
児童発達支援（0歳から6歳までの未就学児が対象の児童発達支援）

内容：「この虫なあに？」「このお花？」「見てみて…！」子供たちが楽しく、ワクワクして夢中になれる活動プログラムを考えて、日々、支援しています。ほんの小さな成功体験、その積み重ねが子どもたちの成長に繋がっていきます。

住所 野田市山崎 1740-1  
TEL 04-7190-5720 担当:猪狩  
mail info@alpha5720.com  
営業時間 (月)～(金)10時～17時  
(土)10時～16時  
(児童発達支援は10時～13時)  
休日 日曜日・年末年始(12/29～1/3)

相談支援事業所もあります♪  
相談支援事業所 れんげ  
困ったことや不安なことなど、分からないことが  
あったらお気軽にお問合せください。

「一般社団法人 フルール」

わたしたちの法人フルールは、人と人との関係を大切にしています。  
うれしい気持ちを誰かにも伝えたい  
心が冷え切った時、誰かに温めてほしい  
そんな気持ちの時にも、フルールの玄関をくぐれば、ほっこり温かい気持ちになれるような  
事業所を心掛けています。  
皆さんにお会いできることを心待ちにしています。

相談支援センターあどら  
070-8505-6104

ヘルパーステーションつぼみ  
080-1782-4020

生活介護きょう花・日中一時支援 一花  
04-7136-7642  
080-3424-0151  
住所 野田市目吹1459-1



メンバー(利用者)さんの昼食、一例です。  
バランスの摂れた献立に、食器は笠間の作家さんの器を使っているそうです。  
明るい食卓は、食事がより楽しくなりますね♪

編集後記

ついこの前、年が明けたかと思っていたら、もう6月…！！年々、月日の経過を早く感じるようになった気がしています。暑くなったり、肌寒くなったりと落ち着かない気候が続きますが、体調管理に気を付けて過ごしたいと思います。

(記:福留)

のだネット通信



中核地域生活支援センター のだネット (千葉県委託事業・野田健康福祉圏域)

http://homepage2.nifty.com/noda-net/

TEL 04-7127-5366 / FAX 04-7127-5367

〒270-0235 野田市尾崎840-32 / E-mail noda-net.kusunoki@nifty.com

のだネット 相談件数 (令和5年4月～令和6年3月) 報告

対象別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高齢者	67	27	81	105	69	54	66	17	19	38	36	23	602
障がい児者	723	706	623	808	704	805	688	699	719	674	636	672	8457
児童	23	43	41	22	11	12	18	27	14	15	13	14	253
その他	124	52	55	57	87	69	113	71	55	64	30	33	810
合計	937	828	800	992	871	940	885	814	807	791	715	742	10122

新規・継続

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	13	10	20	11	19	18	18	9	13	20	20	14	185
継続	115	107	107	132	130	129	108	113	107	117	117	127	1,409
合計	128	117	127	143	149	147	126	122	120	137	137	141	1,594

方法

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	752	666	618	755	667	735	683	642	607	650	569	593	7,937
来所	6	8	3	6	14	11	15	9	10	10	14	11	117
訪問	171	140	171	225	185	189	183	158	184	125	127	127	1,985
その他	8	14	8	6	5	5	4	5	6	6	5	11	83
合計	937	828	800	992	871	940	885	814	807	791	715	742	10,122

時間帯

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0時～6時	2	7	1	12	7	4	4	2	6	5	1	5	56
6時～9時	97	94	84	115	90	76	95	70	65	58	55	54	953
9時～17時	695	592	576	663	628	696	658	580	609	621	545	573	7,436
17時～21時	128	116	123	169	128	148	113	145	111	97	100	102	1,480
21時～24時	15	19	16	33	18	16	15	17	16	10	14	8	197
合計	937	828	800	992	871	940	885	814	807	791	715	742	10,122

昨年度の件数となります。

支援機関は増えてきていますが、のだネットの支援件数は減りません。なぜなら沢山の支援機関の皆様と連携してお仕事をしているからです。今後ともよろしく願いいたします。(記 五十嵐)

## 新年度を迎えて

野田市では今年の1月1日に「虐待防止条例」が施行されました。児童・高齢者・障がい者を対象とした虐待防止条例は全国9自治体が制定していて、県内で松戸に次いで2例目となります。条例では児童・高齢者・障がい者への虐待を網羅し、市などの対応を詳細に定めた条例となっています。

また、4月から改正障害者差別解消法施行され、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

同じく4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性新法)がスタートしました。困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護児童の保育等に関する制度の利用等について情報提供、助言、関係機関との調整その他の援助を行うこととされています。

どれも中核地域生活支援センターにとって関わりのあるものばかりです。中核地域生活支援センターは今年で20年を迎えます。これまでも法改正や社会の変化に戸惑いながらも地道に活動を続けてきました。これからも研鑽し、初心の気持ちを忘れず、寄り添い支援を行ってまいります。

(記 五十嵐)

## 放課後カフェ

千葉県からの委託事業として、令和5年4月よりスタートした「校内居場所カフェ事業」が2年目を迎えました。野田市内にある高校の生徒さんを対象として、毎月1回、1時間程度、教室をお借りし開催しています。カフェの名称は、生徒さんに募集をして【放課後カフェ】に決定しました。

放課後カフェでは、飲み物やお菓子、ボードゲーム等をテーブルに用意し、誰もが自由に過ごせる空間を作っています。先生方・地域の方・地元企業・商工会・社会福祉法人・行政等、多様な方々の協力の元、生徒さんにとってのサードプレイス(家庭でも、学校でもない、第三の居場所)として、放課後、気楽に立ち寄り寛げる、生徒さんの【居場所】として定着しつつあります。

千葉県からの委託費は2年間の期限付となっており、それ以降の運営方法は検討中です。

放課後カフェでは、SDGSを意識し、地域の方・地元企業の方の協力を得て、お米・野菜などの配布も行っています。先月は、日本サラダ(株)さんの協力で、沢山の新鮮な野菜を生徒さんに提供することができました。野菜を受け取り、『お母さんが喜んでくれると思う』と笑顔を見せてくれた生徒さんの姿が印象に残っています。

【放課後カフェ】を細く長く、安定して運営・継続していく上で、こういった地域の方々のご厚意・ご協力は、とても心強く感じます。

(記: 福留)

今迄、障害福祉サービスを受けていた方は

**65才になったら 介護保険を申請しましょう**

障害福祉サービス	⇒	<b>介護保険</b>
相談支援専門員	⇒	<b>介護支援専門員</b>
障害認定区分	⇒	<b>介護認定区分</b>

介護保険は、「他法より優先される」という大原則があります。簡単に説明すると、「介護保険でできることがあるなら、まずはそちらを利用してください」ということです。この前提に基づき、64歳まで障害者総合支援法を利用して生活していた方は、65歳になると介護保険の申請を行い、その結果に応じたサービスを利用しなければなりません。

介護保険が適用になる前から障害福祉サービスを利用していた方については、障害の状況から障害福祉サービスの利用が適当な事例は多々あると思われると思います。居宅介護利用者については比較的介護保険に移行することが多いと思われると思いますが、介護保険サービスでは支給量が不足する場合や介護認定を受けた結果非該当だった場合などは障害福祉サービスを利用(併用)することになります。

要件に該当すれば介護保険サービスでは受けられないような、自立支援や社会参加のための付き添いなどの「同行支援」「移動支援」、「居宅介護」や「重度訪問介護」が受けられる場合があります。

困ったときは担当ケアマネや行政担当課に相談して受けられるサービスを確認しましょう

(記: 五十嵐)

## ゆったりカフェ

原則、第3日曜日に障害の種別を問わず、ふらっと遊びに来れる場を企画しています。

新型コロナウイルスの関係で中止になることもありますので、参加希望の方は事前にのだネットまでご連絡下さい(04-7127-5366)担当: 五十嵐







